

決 算 報 告 書

自 2017年04月01日
至 2018年03月31日

社会福祉法人 広島いのちの電話

貸借対照表

2018年03月31日 現在

(単位 円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,206,635	流動負債	1,785,706
現金	61,586	未払金	1,770,492
預貯金	9,949,840	預り金	15,214
未収入金	1,135,009	固定負債	0
前払費用	60,200		
固定資産	30,883,762		
基本財産			
定期預金	25,000,000		
運用財産			
器具及び備品	542,962		
特別積立預金	5,000,000		
電話加入権	340,800		
		負債の部合計	1,785,706
		純資産の部	
		基本金	25,000,000
		特別積立金	5,000,000
		次期繰越活動増減差額	10,304,691
		(うち当期活動増減差額)	2,124,087
		純資産の部合計	40,304,691
資産の部合計	42,090,397	負債及び純資産の部合計	42,090,397

事業活動計算書

自 2017年04月01日
至 2018年03月31日

(単位 円)

科 目	金 額	
サービス活動増減の部		
サービス活動収益		
養成講座事業収益	929,000	
受講料収益	929,000	
助成金収益	1,808,122	
共同募金分配金収益	1,808,122	
寄付金収益	6,871,436	
個人会費収益	1,392,000	
法人会費収益	1,382,000	
寄付金収益	3,192,404	
歳末募金収益	62,000	
バザー等収益	65,440	
雑収益	777,592	
補助金収益	1,135,009	
サービス活動収益計	10,743,567	
サービス活動費用		
人件費支出	3,365,974	
職員俸給支出	1,610,670	
非常勤職員給与支出	1,725,545	
法定福利費支出	29,759	
事業費支出	3,121,164	
電話相談事業費支出	466,462	
養成事業費支出	978,424	
印刷製本費支出	510,607	
ボランティア保険費支出	58,450	
減価償却費支出	305,999	
施設費支出	782,862	
修繕費支出	18,360	
事務費支出	2,139,840	
福利厚生費支出	31,335	
通信費支出	314,602	
旅費交通費支出	27,130	
出張費支出	11,000	
行事費支出	31,772	
消耗品費支出	203,469	
水道光熱費支出	552,978	
消耗備品費支出	78,000	
会議費支出	11,357	
諸手数料支出	144,130	
賃借料支出	148,651	
渉外費支出	8,944	
連盟分担金支出	193,000	
雑支出	383,472	
サービス活動費用計	8,626,978	

事業活動計算書

自 2017年04月01日
至 2018年03月31日

(単位 円)

科 目	金 額
サービス活動増減差額	2,116,589
サービス活動外増減の部	
サービス活動外収益	
基本財産利息収益	6,250
運用財産利息収益	1,248
サービス活動外収益計	7,498
サービス活動外費用	
サービス活動外費用計	0
サービス活動外増減差額	7,498
経常増減差額	2,124,087
特別増減の部	
特別収益	
特別収益計	0
特別費用	
特別費用計	0
特別増減差額	0
当期活動増減差額	2,124,087
繰越活動増減の部	
前期繰越活動増減差額	8,180,604
当期末繰越活動増減差額	10,304,691
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	0
次期繰越活動増減差額	△10,304,691

個 別 注 記 表

自 2017年04月01日
至 2018年03月31日

1. この計算書類は、社会福祉法人の会計に関する指針によって作成しています。
2. 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 法人税法の規定による定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
該当なし
3. 法人で採用する退職給付制度
該当なし
4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分
当法人が作成する財務諸表は以下のとおりである。
 - (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
当法人では、社会福祉事業区分のみであるため、第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式を省略している。
また、社会福祉事業区分では1拠点区分のみであるため、第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式を省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等積立金の取り崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
該当なし
9. 関連当事者との取引の内容
該当なし
10. 重要な偶発債務
該当なし
11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし